

第12回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定 検討委員会会議概要

会議名称	第12回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称） 策定検討委員会
開催日時	平成28年9月1日（木） 午後6時～午後8時
開催場所	立川市役所 本庁舎 101会議室
次第	<p>[開 会]</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1) 第11回条例策定検討委員会の検討状況について</p> <p>(2) 作業部会について</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1) 条文（事務局修正案）の検討</p> <p>① 総則</p> <p>② 差別の禁止等</p> <p>③ 合理的配慮</p> <p>ア 保健及び医療</p> <p>イ 教育</p> <p>ウ 雇用</p> <p>エ 生活・バリアフリー</p> <p>3 その他事務連絡</p> <p>[閉 会]</p>
出席者	<p>[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、泉口哲男、岩元喜代子、 岡田治、曾根博、田中文人、塩沢隆幸、石川誠、岡部直土、 福本行廣、山本繁樹、飯島一憲 (敬称略、順不同)</p> <p>[事務局] 井田福祉保健部長、高木障害福祉課長、加藤業務係長、 成田障害福祉課主査、城之下障害福祉第一係長、阿部障害福祉第二係長、 柳障害福祉第三係長、塩島主任、井土主事</p>
会議資料	<p>資料12-1 第11回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる 条例（仮称）策定検討委員会会議概要</p> <p>資料12-2 条例の構成（案）(8/8現在)</p> <p>資料12-3 条例のたたき台に対する委員からの意見等と修正（案）について （総則）</p> <p>資料12-4 条例のたたき台に対する委員からの意見等と修正（案）について （差別の禁止等）</p> <p>資料12-5 条例のたたき台に対する委員からの意見等と修正（案）について （合理的配慮 その1）</p> <p>資料12-6 条例の全体案（8/22現在）</p>

[開 会]

○8月22日に予定されていた第12回検討委員会は、台風9号接近のため本日に延期となった。

1 報告事項

- (1) 第11回条例策定検討委員会の検討状況について
- (2) 作業部会について

○作業部会を行う。委員は、吉川委員長、長谷川副委員長、野々委員、岡田委員、奥山委員、山本委員の6名で構成される。

2 検討事項

(1) 条文（事務局修正案）の検討

① 総則

● 「障害」について法律上は、心身の機能の障害により長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態のことをさす。他市の条例では、社会モデルの考えを積極的に採用しているところもある。「障害」の定義について他の文言を考えてみるのもよいのでは。

● 条例の施行後を考えると、用語の定義を明確にすべき。

● 障害についてマイナス面のみならず、プラス面も盛り込んだ方がよいのでは。

○ 第5条（市民及び事業者の責務）に関して（1-1）案の「孤立や排除の無い」という部分について庁内策定検討会議で議論があった。（1-1）案と（1-2）案のどちらがよいのか。

●（1-2）案の中に「合理的配慮の提供支援」とあるが、「合理的配慮の提供」とした方がよいのでは。

● 合理的配慮を提供することは、当然のことであるから（1-1）案の方が良い。

● 市、事業者、市民でそれぞれ求められる責任に違いがある。市・事業者は「責務」となるが、市民は「役割」とした方がよいのでは。

○ 委託の形態によって異なるが、委託した事業者には市と全く同等の責務は通常求められていない。

● 市民は「役割」でよいのか。立川市子どものいじめ防止条例の中では「役割」となっているが、差別をしないという点では、「責務」とすべきでは。

● 障害者差別解消法において、不当な差別的取扱いについては行政機関、民間事業者ともに禁止となっている。

● 合理的配慮の提供について、障害者差別解消法では行政機関、地方公共団体は法的義務だが、民間事業者は努力義務となっている。ただし、障害者雇用促進法では、就労場面において民間事業者についても法的義務となっている。これは当然のこととして認識する必要がある。

● 第2条（2）差別について「障害を理由として、不利益な取扱いをすることにより」とあるが、「障害のある人に対して、不利益な対応をすることにより」とした方がよいのは。

● 第2条（4）合理的配慮について「社会的障壁の除去のための変更及び調整であって、均衡を失するものや、過度の負担を課すものは除く。」とあるが、「社会的障壁を除去するために変更及び調整をすること。ただし、均衡を失するものや、過度の負担を課すものは除く。」とした方がよいのでは。

● 第2条（5）行政委員会とは、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等をさす。

● 第2条（4）合理的配慮について、【D案】はわかりやすいと言えるが、【B案】の方がより理念に沿っていると言える。

● 第2条（4）合理的配慮について 条文案の中にある「享有」と「行使」という表現をよりわかりやすくした方がよいのでは。また、文章が長いという印象を受ける。

● 第2条（4）合理的配慮について「他の人との平等を基礎として」という文言は重要。条文の中に盛り込むべき。

② 差別の禁止等

○ たたき台では「第2（1）差別の禁止及び解消」となっているが、条文案の中に特に差別の解消について、該当する表現がなかったため、修正案では「第2章 差別の禁止等」とかえた。

● 2項にある「その除去の実施について合理的配慮がなされなければならない。」という文言が、差別の解消に該当するのでは。また、「合理的配慮の不提供をしてはならない」という文言はどうか。

- ③ 合理的配慮
- ア 保健及び医療
- イ 教育
- ウ 雇用
- エ 生活・バリアフリー

●障害者差別解消法では、合理的配慮について市は法的義務を負うことになる。「努めるものとする。」という文末は弱いのでは。一方で、民間事業者については努力義務となっているので、「第3章 合理的配慮等」の条文において、主語を「市及び事業者は、」とすることは出来ないのではないかと。

●地方自治に関わる施策の問題については、法的義務とならないのでは。

●第7条 3項 「保健、医療及び福祉に係る事業者は、」とあるが 主語は事業者だけでよいのか。

●条文の中に立川らしさを出して欲しい。第11条（雇用に関する合理的配慮等）について 民間事業者が、理解を深めるための研修を実施するのは当然のことと言える。面談の場をセッティングするなどして、合理的配慮の申し出をきちんと受け止めるなどの工夫が必要。

●就職後の支援が重要。障害者総合支援法の改正で、平成30年度には就労定着支援というサービスも創設される予定がある。市は定着支援の促進を図ってほしい。

●第11条 3項 「企業、福祉、医療その他の事業者」とあるが、「就労支援機関」も盛り込むことはできないか。

●障害者就労支援事業を行う自立生活センター・立川は、第11条 3項で福祉事業者に含まれるのか。

●第11条 3項 「企業、福祉、医療その他の事業者」とあるが、「保健」を含めてはどうか。

○第12条（生活・バリアフリーに関する合理的配慮等）の2項は「市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。」となっているが、民間事業者については、所管官庁が定める対応指針（ガイドライン）に基づいて研修を実施することになる。

●条例の文言は一人歩きする。取り扱いについては注意が必要。

●第15条（情報保障等に関する合理的配慮等）の中に「通訳」についても盛り込んで欲しい。

○心のバリアフリー、障害に対する理解などは、第16条（相互理解の促進）の中で言及されている。

●医療、保健、福祉は一体のものとして扱って欲しい。また、数十年先も見据え子ども、障害、高齢の垣根を取り払って欲しい。

●今後の流れとして、インクルージョンをより進めることが大切。

●医療は、命にかかわる。立川市医師会との連携も含め、施策の方向性を打ち出してほしい。

●平成28年から障害者差別解消法が施行されたが、まだ不十分な所がある。条例の中でより先駆的に立川らしさを盛り込んで欲しい。

○第4次長期総合計画の中に様々な団体と連携・協働していくという方針がある。立川らしさとしてこういったところを条例の中で取り入れるのはどうか。

3 その他事務連絡

○次回は、平成28年10月7日（金）の午前10時から208、209会議室で行う予定。

[閉 会]

以 上